令和８年（フ）第１６５２号
北海道千歳市豊里５丁目12番９号　エルモ102号
債務者　河合　　康
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９５号
札幌市白石区本通８丁目南４番２号　ローヤルハイツ本通南401号
債務者　大塚　英樹
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０７号
札幌市白石区本通１丁目南５番31―111号
債務者　城岡　恭平
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１２号
札幌市西区発寒４条３丁目５番24号　スカイパーク発寒南103号
債務者　小西　　聡
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２５号
札幌市白石区北郷５条９丁目11番18号　メモリアルハイツ北野Ａ―202号
債務者　川尻　浩二
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２８号
札幌市白石区栄通15丁目８番８号　ハイムカトレアＡ―201号
債務者　大輪　晃子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２９号
札幌市白石区栄通15丁目８番８号　ハイムカトレアＡ―201号
債務者　中村　優希
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３７号
札幌市白石区川北2272番地８　白石福祉園
債務者　杉山　孝史
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５２号
札幌市北区新琴似５条16丁目５番７号
債務者　渡辺　　希
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５８号
北海道千歳市文京３丁目18番地の８
債務者　鈴木　汐音
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９４号
札幌市東区北28条東１丁目４番25号　フロンティア88―201号
債務者　古瀬　恒雄
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５号
北海道芦別市北四条東１丁目３番地の４
債務者　伊藤　ゆらら
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２６３号
北海道旭川市南４条通21丁目３番地の112　フロンティア大雪505
債務者　渡邊　千秋
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９８号
福島県会津若松市門田町大字御山字村中312番地の３、前住所福島県南会津郡下郷町大字栄富字落水甲259番地１
債務者　小山　友裕
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
群馬県渋川市伊香保町伊香保476番地20　和田ハイツ203
債務者　堀口　日月
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０１号
群馬県渋川市金井1585番地15　金島団地２号棟　408号室
債務者　大磯　廣明
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０３号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場3980番地３ラ・フォンテ榛東１―６
債務者　穂坂　和美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係